

北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業に伴う特別急行料金の
上限設定認可申請に関する審議（４回目）

1. 日 時

令和5年10月19日（木） 10：30～11：30

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋武、木村、浅井、藤澤、宮田、廣井、堤、田崎

4. 議事概要

○ 鉄道局より、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）及び東日本旅客鉄道株式会社からの北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業に伴う特別急行料金（以下「特急料金」という。）の上限設定認可申請に関し、第2回の審議における委員からの質問事項及びパブリックコメントの結果について、説明した。

○ 運輸審議会委員からは、

① 在来線特急との乗換が生じることによる利用者の負担増に関し、

- ・ 在来線特急料金と新幹線特急料金をそれぞれ1割引する措置に関して、実施方針自体は既に決定し、公表もされているという理解で良いか。
- ・ JR西日本では企画商品の設定を検討するとのことだが、現時点では企画乗車券等の内容については未定ということか。また、企画乗車券については設定されたとしても時限的な措置ということか。

② 北陸新幹線の開業により、定時性の向上が期待できるという理解で良いか。

③ 第2回の審議に関し、

- ・ 貸付料の算出にあたっては営業主体に利益が生じないことが前提になっているとのことであったが、他方で収入原価の算出にあたっては事業報酬を見込んでいることとどのような関係であるか。
- ・ 北陸新幹線が上下分離方式で整備されている点については、収入原価の算出にどのように反映されているか。

等について、意見・質問があった。

○ これに対し、鉄道局からは、

①については、

- ・ 然り。但し、届出は上限料金の認可後に行われることになるので、現時点では正式に実施が決定しているものではない。
- ・ 然り。J R西日本において検討を進めている状態であるが、同社ではこれまでもインターネットで予約すると運賃・料金を割り引くサービスを提供しており、金沢・敦賀間に関しても同サービスの対象とすることなどが考えられるとしている。企画乗車券については、期間限定で設定されるものもあれば、半ば制度に組み込まれているようなものもあり、その態様は一律ではない。

② 新幹線は、在来線よりも雪害等への耐性が高い施設で運行されており、輸送障害に強く、定時性の向上が期待される。

③については、

- ・ 収入原価については、鉄道事業法の認可基準に基づいて適正利潤を含めた形で算出するのに対し、貸付料は、収入原価とは別の概念として、新幹線を整備した場合と整備しなかった場合の受益の差分を算出するものである。
- ・ 収入原価の算出にあたっては、J R西日本自らの投下資本に係るもののみを資本費として扱っている。

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。